

社会福祉法人十和会における事業継続計画

計画の目標

- 1 災害発生時における利用者の安全を守るとともに職員の安全も守る。
利用者の安全を確保するため、まずは職員の家庭を含めた安全対策を行う。
- 2 災害発生後も途切れることなく、サービスを安定的に提供する。
この計画により災害発生時に発生する応急業務に加え、通常業務のうち、中断できない業務や中断しても早期の復旧を必要とする業務（非常時優先業務）を適切に実施する体制を確保するために、必要な資源（人員、設備、資機材等）や対策を事前に定めて災害発生後の業務継続に万全を期すことを目指す。
- 3 地域災害弱者の災害拠点になる。
地域の災害福祉拠点として頼られる存在となる。

上記を当法人の目標とし、下記事業継続計画を作成する。

社会福祉法人十和会 理事長 西田 宏次

第1章 事業継続のための方針

災害発生時には次の方針に基づき業務を継続する。

- (1) 入所者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を最優先業務とし、その他の業務は縮小、休止とする。
- (2) 短期入所生活介護事業（但し災害発生時利用中の方に対する業務を除く）、通所介護事業、外部への訪問介護事業は原則休止し、業務資源の復旧状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。
- (3) 法人内の事業所間で連携して非常時優先業務に必要な人員、事業所、資機材等の確保、配分にあたる。
- (4) 地域の災害時要援護者を受入れる。

第2章 本計画書の想定する緊急事態の被害及び事業への影響分析結果

(1) 災害想定

災害発生時には、事業を継続するために必要な資源(人的資源、物的資源、ライフラインなど)の制約を受けることを念頭に、当施設の立地条件から自然災害のなかで最も被害の大きい地震を想定する。

建 物・・・平成 18 年建築及び平成 29 年建築（特殊建築物定期調査を実施、及び年 1 回委託業者による劣化の調査を実施し状況把握や対応を行っている）

また周囲に高層のビル等がないので、地震による他の建物倒壊・火災による被害はないと思われる。

対象災害・・・大阪府内で発生した地震で震度 6 強以上

発生時刻・・・最も人員の少ない時刻

人員・・・宿直者 1 名及び夜勤者 6 名が勤務し、発生から 2 時間以内に 2 名の職員を参集し、6 時間以内に 25% の職員を参集する。また早期に 60% の職員を参集する。(同居家族等の受け入れ可能とする)

(本人、家族等で被害や家屋の倒壊等により参加不可の者がいると想定)

建物・・・使用可能と想定

ライフライン・・・電気 3 日間は全面停止、水道 5 日間は断水、ガス 1 週間は停止、通信 3 日間は不通、道路幹線道路は通行禁止(徒歩、自転車は通行可能)

(2) サービスや各種業務における影響と重要業務の選定。

特養・・・介護以外の業務を縮小し、業務を継続する。

短期入所・・・発生時利用中の方については業務を継続し、発生後の受け入れについては停止する。

通所介護・・・業務を停止し、施設の利用者及び要支援者の介助を行う。

訪問介護・・・原則外部の訪問は停止し、施設の利用者及び要支援者の介助を行う。

高齢者住宅・・・介護以外の業務を縮小し、業務を継続する。

人員配置及びライフラインの復旧に伴い、通所介護及び訪問介護の事業を再開していく。

(ただし、通所介護及び訪問介護事業再開よりも福祉避難所としての業務を優先する)

第 3 章 大規模災害発生後の対応の流れ

(1) 全体の流れ

災害発生後、早期に職員を参集し、その人数に準じて初動対応を行っていく。

(2) 初動対応

発生直後、宿直者が指揮命令者となり夜勤者に対し指示命令をする。ただし、施設長、事務長、ケアマネのうち 1 名が到着した場合、指揮命令者を交代する。

① 指揮命令系統の明確化

指揮命令系統としては対策本部長(特養施設長)とし、次の各班を設置する。

連絡班(自衛消防隊・・・通報連絡班)

被害状況の確認、本部の整理、職員の安否、各班の統括

安否確認班(避難誘導班)

利用者の安否確認を行い、その際一人暮らしの利用者を優先して行う。また半径 3 km 以内を 4 区分けし、1 区域 2~3 名体制にて安否確認を行う。(3 km 以上の利用者については事前に協議し、安否確認の方法を確立しておく)

支援・救護班(消火班・救出救護班)

福祉避難所を開設した場合の利用者の支援及び支援人員の確保を行い、体調面の支援も行う。

福祉避難所設置班(安全防護班)

福祉避難所に必要な物品の確保及び支援を行う。

②安否確認方法

特養・高齢者住宅の利用者については、各夜勤者が行い、各関係機関との連絡については、連絡班が行う。

通所介護の利用者については、独居（併設高齢者住宅除く）で当事業所のみのご利用の方は事業所より半径500m以内に在住しており、自宅で避難が可能な方は自宅待機とし、自宅避難が難しい方は施設まで来てもらうよう指示しておく。また、一人での避難が難しい方に関しては、できるだけ早く安否確認に伺い、施設に来てもらう。

同居の方に関しては、避難場所等をあらかじめ確認しておく。その後、避難予定場所に出向くか、通信手段が整った段階で連絡を取り、サービス提供について伝える。ただし、家族との避難が難しい場合は施設まで来てもらう。

居宅介護支援事業所の利用者については独居の方は事業所より半径500m以内に在住しており、自宅で避難が可能な方は自宅待機とし、自宅避難が難しい方は施設まで来てもらうよう指示しておく。また、一人での避難が難しい方に関しては、できるだけ早く安否確認に伺い、施設に来てもらう。そのほかの方については早急に状況把握をし、適切な対応を行う。

(3) 復旧、事業継続

福祉避難所の指定を受けていることから、特養及び高齢者住宅は業務を縮小し事業継続を行う。

通所介護事業所は、要支援者の受け入れ場所となるため、避難者の状況に応じて、事業再開の時期を考える。

訪問介護事業所は、外部のサービスは中止し、併設高齢者住宅のサービスは継続する。また、高齢者住宅の一部も避難受け入れ場所となるため、避難者の状況に応じて、事業の再開を考える。

第4章 日常管理

(1) 日常管理

備蓄品は計画的に買い揃え、寝具については施設予備、近隣に住む職員や利用者及び利用者家族より提供してもらう。

備蓄品は指定の場所に保管し、今後準備が必要な備蓄品については計画的に買い揃えておく。ただし、自家発電機、高齢者住宅定員分及び高齢者住宅での受け入れ可能な要支援者人数の非常食、飲料水については早急に準備する必要がある。

現在データについては、サーバー及びバックアップサーバーでの対応を行っているが、クラウドの磁器媒体の保存を行う。

当法人は福祉避難所の指定をうけているが、半径1km以内にある入所施設（有料等含む）との連携をし、受け入れ態勢を整える。

さらに、当法人の場所が茨木市と箕面市の境にあり、箕面市の避難者も受け入れる。それにより箕面市との連携も行う。

第5章 教育・訓練について

職員の教育については、非常時にいかに早期に参集できるか、安全を確保できるか、また冷静に対応できるかが重要になってくる。そのために、通常業務の中にも教育・訓練を取り入れ、対応していくことにする。

福祉避難所として受け入れに対する職員の教育を行う。

第6章 点検・見直しについて

定期的に建物のひび割れを点検する、備蓄品の期限を確認するなど災害に備えるとともに、利用者の居住先リストは作成する。更新の頻度は年2回とする。

今後本事業継続計画を含め点検をするとともに、必要な事項は別途マニュアル作りを行う必要がある。

附則 平成30年10月15日施行

令和4年10月1日改定